

目 次

◎開会・開議の宣告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸般の報告	3
◎議案第1号の提案理由説明	5
◎議案第1号の質疑、討論及び表決	6
◎議案第2号の提案理由説明	7
◎議案第2号の質疑、討論及び表決	8
◎議案第3号の提案理由説明	9
◎議案第3号の質疑、討論及び表決	10
◎議案第4号、議案第5号及び議案第6号の提案理由説明	11
◎議案第4号の質疑、討論及び表決	13
◎議案第5号の質疑、討論及び表決	14
◎議案第6号の質疑、討論及び表決	15
◎議案第7号及び議案第8号の提案理由説明	15
◎議案第7号の質疑、討論及び表決	17
◎議案第8号の質疑、討論及び表決	18
◎議案第9号及び議案第10号の提案理由説明	18
◎議案第9号の質疑、討論及び表決	23
◎議案第10号の質疑、討論及び表決	23
◎議案第11号及び議案第12号の提案理由説明	25
◎議案第11号の質疑、討論及び表決	31
◎議案第12号の質疑、討論及び表決	31
◎閉会・閉議の宣告	37

平成 30 年盛岡北部行政事務組合議会第 1 回定例会会議録						
告示年月日	平成 30 年 1 月 19 日					
招集年月日	平成 30 年 2 月 23 日					
招集の場所	八幡平市西根総合支所					
開閉会の日時 及び 宣 告	開会	平成 30 年 2 月 23 日 14 時 00 分			議長	山崎邦廣
	閉会	平成 30 年 2 月 23 日 16 時 07 分			議長	山崎邦廣
開議の月日	2 月 23 日	開議 14 時 00 分		散会 16 時 07 分		
応招（不応招） 議員及び出席 並びに欠席議員 出席 12 名 欠席 1 名 欠員 0 名 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席 × 不応招 公▲ 公務欠席	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	櫻 裕 子	○	10	姉 帯 春 治	○
	2	鈴木 一 夫	▲	11	福 士 範 美	○
	3	田 村 善 男	○	12	横 澤 稔 秋	○
	4	井 上 辰 男	○	13	瀧 本 秀 雄	○
	5	遠 藤 公 雄	○			
	6	山 本 榮	○			
	7	渡 辺 義 光	○			
	8	山 崎 邦 廣	○			
	9	大 平 守	○			

会議録 署名議員	12番	横澤稔秋	13番	瀧本秀雄
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職・氏名	管理者 八幡平市長	田村正彦	事務局長	村上直樹
	副管理者(代理) 岩手町副町長	瀧澤光也	事務局長補佐	伊藤純子
	副管理者 葛巻町長	鈴木重男	事務局長補佐	伊藤弘悦
	副管理者(代理) 盛岡市環境部次長	櫻正伸	係長	佐々木聡子
	副管理者 八幡平市副市長	岡田久	係長	立花裕
	会計管理者 八幡平市会計管理者	菅野美津子		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙議事日程に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

(開会 14 : 00)

◎ 開会・開議宣告

議 長 (山崎邦廣君)

ただ今から、平成 30 年盛岡北部行政事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

議 長 (山崎邦廣君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、当組合議会会議規則第 49 条の規定により当職から指名いたします。会議録署名議員には、12 番横澤稔秋君、9 番瀧本秀雄君を指名いたします。

◎ 会期の決定

議 長 (山崎邦廣君)

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 (山崎邦廣君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

議 長 (山崎邦廣君)

日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員からの例月現金出納検査並びに定期監査の結果報告につきましては、第 1 回定例会資料と共に配布をもって報告といたします。

続いて、管理者より報告を求めます。管理者、田村八幡平市長。

管 理 者（田村正彦君）

議員各位におかれましては、日頃から、当組合の業務運営に格別なるご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。また、各構成市町におきましては3月定例議会を控え、何かとご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、平成30年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会にあたりまして、昨年10月30日開催の平成29年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会以降の当組合の主な動きについてご報告を申し上げます。

はじめに、し尿処理施設の状況でございます。

今年度、当初予算で予定しておりました修繕につきましては、すべて契約が完了をいたしております。年度内に発生した故障による修繕につきましては、8件の修繕が発生いたしましたが、そちらもすべて完了をいたしております。また、施設管理に係る委託業務につきましてもすべて契約済となっております。

本年1月までの処理状況でございますが、総搬入量は2万5,843キロリットルで、前年同期と比較いたしますと145キロリットル、0.6パーセント減少いたしております。

内訳といたしましては、生し尿は、1万9,027キロリットルで0.3パーセントの増、浄化槽汚泥は6,816キロリットルで2.8パーセントの減となっております。収集件数につきましても、2万9,461件で0.5パーセントの減となっております。

次に、介護保険関係の状況でございます。

平成29年12月末現在における管内の第1号被保険者数は、1万7,749名、要介護認定者数は3,706名、サービス利用者数は、3,094名となっており、前年同期と比較いたしますと、第1号被保険者は240人増加し、要介護認定者は31人、サービス利用者は131人それぞれ減少いたしております。また、総合事業対象者数は35人となっております。

介護給付費では、12月利用分までの介護給付費総額は、50億3,230万9,310円となっておりまして、前年同期と比較し、4,250万9,097円、率にしますと0.85パーセントの増となっております。

本年度当初予算における給付費は、前年度当初予算比較で3.9パーセント増の62億6,979万円を見込んでおりましたが、伸び率が想定より低くなっておりまして、最終的に本年度の給付見込額は、当初予算比較で2.8パーセント減の60億9,476万円ほどになるものと推測しているところでございます。

第7期介護保険事業計画につきましては、先般、議会議員全員協議会を開催していただき、その内容をご説明申し上げたところでございます。特に保

険料につきましては、基準月額が 6,126 円と、第 6 期保険料 5,747 円に比較しまして 379 円、率で 6.6 パーセントの増となる見込みでございます。

第 7 期介護保険事業計画は、団塊の世代が 75 歳以上となり高齢化が一段と進む平成 37 年に向けた計画でございます。地域包括ケアシステムをより深め、介護を要する高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を送ることができるよう質の高い保健、医療、福祉サービスの確保に努めることが重要であると認識をいたしております。

要介護認定者数及び介護給付費の増加は全国的な傾向であり、今後の給付費の増加に対応できる介護保険制度の維持や財源確保などの課題はございますが、国への要望等と併せ引き続き構成市町と連携を図りながら事業運営に努めて参る所存でございます。

本日の定例会には、保険料額を定めております介護保険条例の一部を改正する条例を含む議案 12 件をご提案申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告とさせていただきます。

議 長（山崎邦廣君）

以上で、諸般の報告を終わります。

この際お知らせいたします。

介護保険事業に関する議案審議、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 10 号、議案第 12 号につきましては、関係市町の議員による議決となりますことから、盛岡市を除く議員により質疑、討論及び表決を行います。

このことから、申し合わせ事項により盛岡市選出の議員は、議席に残ったままで、議席の氏名標を倒す形で進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎議案第 1 号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程 4、議案第 1 号盛岡北部行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

ただいま山崎議長から上程いただきました、議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号でございます。盛岡北部行政事務組合人事行政の運営等の公表

に関する条例についてでございます。1枚お開きいただきまして、左側のページ、中段になります。提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、組合の人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、事務局長をして説明を申し上げますので、よろしくご審議を下さいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

それでは、議案第1号の内容の説明を申し上げます。

この条例の制定は、地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体では、人事行政の運営等について条例に定めるところにより、公表しなければならぬとされたことによるものでございます。

条例の概要につきましては、参考資料でご説明申し上げます。1枚めくっていただきまして、参考資料をご覧ください。

まず、条例制定の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正により、人事評価制度の導入及び評価結果の開示などが掲げられているため、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定め、条例化するものでございます。

主な内容でございます。公表する内容でございますが、任免及び人数の状況、人事評価の状況、給与の状況、分限及び懲戒処分の状況等でございます。

公表の時期は、毎年10月末日までに行うものでございます。

公表の方法といたしましては、組合の公告式条例で定めております、構成市町の掲示場に掲示するほか、組合ホームページに掲載をし、公表するものでございます。

また、条例の施行は、平成30年4月1日を予定しておるものでございます。

以上で、議案第1号の内容説明を終わらせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより、議案第1号を採決します。
議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。
よって、議案第1号盛岡北部行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第5、議案第2号盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

引き続きまして議案第2号について申し上げます。

盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございます。12ページをお開きいただきたいと思います。12ページの下段の方になります。提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村、組合でございますが、に移譲されるため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の所要の整備を行おうとするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

それでは、議案第2号の内容についてご説明申し上げます。

この条例は、これまで都道府県で指定を行ってございましたものが、市町村に指定権限が委譲されることに伴いまして、市町村、組合でございますが、において条例を定めることとなったものでございます。条例の概要につきましては、参考資料でご説明申し上げます。

議案の1番最後のページをご覧くださいと思います。条例制定の趣旨でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲され、指定に係る基準は市町村条例で定めることとなったものでございます。

改正の主な内容でございます。指定居宅介護支援事業についてでございますが、この事業は、在宅の要介護者についてケアマネジメントを行うものでございまして、要介護1から5の方が対象となっております。介護支援専門員が居宅サービスなどのケアプランを作成し、利用者に合ったサービス提供ができるよう、サービス事業者と利用者の調整を行うものでございます。基準につきましては、事業を行うための人員及び運営に関する基準を定めるものでございますが、国で定めている基準にそった内容となっております。

条例の内容につきましては、第1章で趣旨及び基本方針を定め、第2章では人員に関する基準を、第3章では運営に関する基準を定めております。また、第4章では基準該当居宅介護支援に関する基準を定め、第5章で雑則を定めているものでございます。

こちらの条例の施行は、平成30年4月1日を予定しておりますのでございます。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

◎議案第2号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより、議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより、議案第2号を採決します。
議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。
よって、議案第2号盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第6、議案第3号盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

それでは議案第3号について申し上げます。

盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例でございます。1枚お開きいただきまして左側のページでございます。提案理由でございますが介護保険法の一部が改正されたこと、及び第7期介護保険事業計画の策定に基づき、所要の整備をしようとするものでございます。よろしく願い申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。
内容の説明を求めます。村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

それでは、議案第3号の内容についてご説明申し上げます。

平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画について、期間中における介護サービス見込量及び総給付費に見合う第1号被保険者の保険料を設定するため、第6期事業計画で定めた所得段階別の保険料額を改定するもので、現在の保険料額に対し6.6パーセント増、基準額を月額6,126円とするものでございます。

また、介護保険法等の改正に伴い所要の整備を行うものとなっております。

それでは、参考資料の方をご覧いただきたいと思っております。議案の最後から2枚目の方をご覧ください。

改正の趣旨といたしましては、先ほどご説明いたしましたように、第7期介護保険事業計画の策定による保険料額の改定、及び介護保険法の改正により条例改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、介護保険料額、所得段階別基準所得金額、公費による保険料の軽減額となっております。

それでは、次のページの別紙の方をご覧ください。別紙の上の大きな表につきましましては、所得段階別の保険料額等を示したものでございまして、太字の箇所が今回改正となるものでございます。右端の欄が所得段階ごとの年額保険料となっております。また、第7段階から第9段階までの対象者の欄に記載されております太字が金額でございます。こちらは、介護保険法施行令の改正により基準所得金額がそれぞれ10万円引き上げられた金額でございまして。

次に下の表をご覧ください。こちらは、所得の少ない第一段階の被保険者の公費による保険料の軽減につきましましては、介護保険条例第4条第5項におきまして、介護保険条例施行規則で定めることとされております。

規則で定める第1段階の保険料額を3万4,500円とし、軽減額を2,300円とするものでございます。

以上で議案第3号の内容説明を終わらせていただきます。

◎議案第3号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより、議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより、議案第3号を採決します。
議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。
よって、議案第3号盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号、議案第5号及び議案第6号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第7、議案第4号、盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第5号、盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、及び日程第9、議案第6号盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第4号でございます。盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。9ページを申し訳ございません、お開きいただきたいと思っております。9ページの中段でございますが、提案理由でございます。

介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について改正されたため、所要の整備をしようとするものでございます。

次に議案第5号でございます。議案第5号、盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。1枚お開きいただきまして、左側の中段でございますが、提案理由でございます。介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について改正が行われたため、所要の整備をしようとするものでございます。

引き続きまして、議案第6号でございます。盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。1枚お開きいただきまして2ページ目でございます。提案理由でございますが、同じく介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についても改正されたため、所要の整備を行おうとするものでございます。よろしく願い申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

それでは、議案第4号、議案第5号、議案第6号を一括で、内容の説明をさせていただきます。

こちらの3条例の改正は、介護保険における居宅サービス事業所等の基準を定める国の関係基準省令等が改正されたことにより、国の基準をもととして定めている当組合条例も改正する必要が生じたものでございます。

それでは内容につきましては、参考資料でご説明させていただきます。議案第4号の後ろについております参考資料の方をご覧ください。後ろより2枚目の方をご覧ください。

改正の主な内容でございますが、今回の国の基準の改正は、居宅サービス

全般にわたり改正がなされており、組合では地域密着型サービスの基準及び介護予防支援の基準について改正を行うものでございます。改正の内容は別紙のとおりとなっておりますので、次のページの方をご覧くださいと思います。

改正の概要でございます。まず、1番として訪問系サービスでございます。こちらにつきましては、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和、また、地域へのサービス提供の推進、それに夜間対応型訪問介護オペレーターに係る基準の見直しなどが行われるものでございます。次に2番の通所系サービスでございますが、こちらは、共生型地域密着型通所介護の基準が新たに設けられるほか、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しが行われております。3番の多機能型サービスでございます。こちらは、看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する基準が緩和され、またサテライト型事業所の基準が新たに設けられるものでございます。次のページをご覧ください。4番の居住系サービス及び5番の施設系サービスでございますが、こちらでは、身体拘束の適正化を図るための運営基準を定めることとなったものでございます。

また、今回の制度改正の中で新たに介護医療院という制度が設けられました。こちらの制度が創設されたことによりまして、介護療養型医療施設等からの転換をすすめるために、基準の緩和が行われるものでございます。

また、介護予防支援に関しましては、医療と介護の連携を強化するために、入院時及び平時からの医療機関との連携を義務付けるものでございます。

以上で、議案第4号、議案第5号、議案第6号の内容の説明を終わらせていただきます。

◎議案第4号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それではこれより議案第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立、全員です。

よって、議案第4号、盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に、議案第5号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第5号盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に、議案第6号について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより、議案第6号を採決します。
議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第6号盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第10、議案第7号岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて及び日程第11、議案第8号岩手県総合事務組合の財産処分協議に関し議決を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

それでは、引き続き申し上げさせていただきます。

まず、議案第7号でございます。岩手県市町村総合事務組合における共同

処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が配置されなくなることから、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約別表第2において、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第8号、同じく総合事務組合関連でございます。議案第8号岩手県総合事務組合の財産処分協議に関し議決を求めることについてでございます。提案理由でございますが、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分をしようとするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

それでは、議案第7号、議案第8号について、一括でご説明を申し上げます。

始めに議案第7号について、ご説明いたします。

紫波、稗貫衛生処理組合が平成31年3月31日をもって解散するにあたりまして、在職する常勤職員が平成30年3月31日付けで退職するため、岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除かれることから、組合同規約の一部を変更しようとするものでございます。

組合同規約の一部変更の内容につきましては、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。めくっていただきまして、3ページ目の方をご覧いただきたいと思います。別表第2でございます。左側の欄が現行のものでございますが、表の下線の引いてある部分に、右側の改正後の表でございます。下線の引いてある部分、こちら、共同処理する団体から除かれる団体として、紫波、稗貫衛生処理組合を加えるものでございます。

次に議案第8号について、ご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしましたとおり、紫波、稗貫衛生処理組合の常勤職員が

平成 30 年 3 月 31 日付けで退職するにあたり、岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除かれることから、退職手当に係る負担金について、別紙財産処分に関する協議書のとおり財産処分をしたいというものでございます。2 枚目の方が別紙でございます。

こちらの内容といたしましては、紫波、稗貫衛生処理組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務の共同処理を開始した年度から退職手当支給事務の共同処理を終了する年度までの間の退職手当にかかる負担金総額を算出したしまして、同組合の職員に支給した退職手当の総支給額と差額があった場合に、負担金超過分については、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を同組合に還付し、不足する場合は不足額を岩手県市町村総合事務組合に納付するという事で財産処分をいたしたいというものでございます。

以上で、議案第 7 号、議案第 8 号の内容説明を終わらせていただきます。

◎議案第 7 号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより議案第 7 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより議案第 7 号を採決します。議案第 7 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第 7 号岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務

の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に議案第 8 号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより議案第 8 号を採決します。議案第 8 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。
よって、議案第 8 号岩手県総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号及び議案第 10 号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第 12、議案第 9 号平成 29 年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算第 2 号及び日程第 13、議案第 10 号平成 29 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算第 3 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

それでは、補正予算 2 議案につきまして、申し上げさせていただきます。まず、議案第 9 号でございます。平成 29 年度盛岡北部行政事務組合一般会計

補正予算第2号でございます。1ページをお開きいただきたいと思います。まず第1条、歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,241万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,380万2千円にするものでございます。2項につきましては、2ページ、3ページにございます、款項の補正の内訳となっております。

次に議案第10号でございます。平成29年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算第3号でございます。第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億584万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億672万2千円にしようとするものでございます。第2項でございますが、2ページ、3ページに記載されてございます、当補正の款項の内訳となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

それでは、議案第9号と議案第10号につきまして、一括して内容をご説明申し上げます。

始めに議案第9号の方でございます。補正予算書の6ページをご覧くださいと思います。

2の歳入でございます。1款分担金及び負担金1項1目盛岡北部行政事務組合負担金でございます。こちらは、2,217万9千円を減額し予算額を3億52万1千円とするものでございます。

内訳でございますが、1節の組合負担金のうち一般管理費は51万6千円の減額でございますが、こちらは精査によるものでございます。経常経費、衛生費の2,269万5千円の減額につきましては、入札等による減及び処理量の減少に伴う諸経費の減によるものでございます。経常経費の介護保険費でございます。109万6千円の増でございます。こちらは、介護保険業務に従事する構成市町からの派遣職員人件費の精査によるものでございます。

経常経費の介護保険費負担軽減分でございますが、平成29年度の低所得者介護保険料軽減に係る負担金の額が確定したことによる減額でございます。

次に、3款国庫支出金、4款県支出金につきましても同様で、負担金の額の確定による減額となっております。

7ページをご覧ください。歳出でございます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費、46 万 7 千円の減額でございます。こちらは、組合の一般管理に要する需用費等の精査による減額となっております。

次に、3 款衛生費 1 項 1 目清掃総務費、64 万 4 千円の減額でございます。こちらは、職員人件費及び需用費等の精査によるものでございます。次に、2 目のし尿処理費、2,209 万 5 千円の減額でございます。このうち 11 節の需用費でございますが、1,797 万 4 千円の減額でございます。こちらは薬品等の消耗品では、入札減及び投入量の減によるものでございます。燃料費でございますが、こちらは A 重油の購入単価が想定より低く推移したことにより減となったものでございます。次に光熱水費でございます。電気料でございますけれども、収集量の減により使用料も減となったものでございます。13 節の委託料でございます。委託料の 393 万 3 千円の減でございます。まず、し尿収集運搬委託料及び手数料徴収委託料でございますが、こちらは、収集量の減少に伴いまして、129 万 6 千円を減額するものでございます。また、施設管理に要する各業務委託料の入札減がこちらの主なものとなっております。

次に 4 款の介護保険費 1 項 1 目介護保険総務費、83 万 6 千円の増でございます。こちらは、介護保険業務に従事する職員の人件費の増、及び低所得者保険料負担軽減繰出金の額が確定したことにより減額となったもので、こちらの低所得者の分が減額となったものでございます。

以上で、議案第 9 号の一般会計の補正予算第 2 号についての内容の説明を終わります。

続きまして、議案第 10 号の主な内容を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書の 6 ページをお開きください。

歳入でございます。1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。12 月末の調定額に、6 期計画での収納率である 99.2 パーセントを見込みまして、621 万 4 千円を増額いたしまして、予算額を 11 億 3,342 万 2 千円とするものでございます。

次に、2 款分担金及び負担金 1 項 1 目盛岡北部行政事務組合負担金、2,118 万 7 千円の減額でございます。1 節の総務及び認定審査費負担金の介護保険総務費ですが、こちら、441 万 3 千円の増額となっております。こちらは、介護保険システム改修委託料を計上したことによりまして増額となっております。また、介護認定審査費、184 万円の減額でございますが、こちらは精査による減額となっております。次に 2 節の介護給付費負担金につきましては、給付費総額の 12.5 パーセントが市町の負担金となっておりますけれども、給付費の減を見込みまして、2,187 万 7 千円の減額となるものでございます。次に 3 節の地域支援事業費負担金でございます。

こちらは、本年度から介護予防給付から総合事業へ移行した訪問介護、通所介護に相当する介護予防事業での減額を見込みまして、188万3千円の減額となるものでございます。

次に4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金につきましても、給付費の減額を見込んでおりまして、3,098万3千円の減額となるものでございます。次に、4款2項1目調整交付金につきましても、調整率を当初9.59パーセントと見込んでおりましたが、こちら8.627パーセントに改まったことによりまして、給付費の減少を見込んだことによりまして、7,547万7千円の減額となったものでございます。

次に7ページをご覧ください。4款2項2目地域支援事業交付金でございます。こちら、497万3千円の減額でございます。こちらは、介護予防事業の減額を見込んだことによる減額となっております。下の4目介護保険事業費補助金、98万円の増額でございます。こちらは、介護保険制度改正による介護保険システム改修事業に係る国庫補助金となっておりますのでございます。

次に5款支払基金交付金、また、6款県支出金におきましても、給付等の減を見込んだことによりましての減額となったものでございます。

8ページの方をご覧ください。8款繰入金2項1目低所得者保険料軽減繰入金でございますが、軽減額が確定したことによりまして減額となっておりますのでございます。

10款諸収入3項1目第三者納付金でございます。こちらは、交通事故による損害賠償金でございます。対象者は1名でございます。こちら平成28年より支払いが発生しておったものでございましたが、今回の納付をもち完了となる見込みでございます。

次に9ページをご覧ください。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費、539万5千円の増でございます。1節報酬から12節の役務費までは精査によるものでございます。13節の委託料701万5千円の増でございます。こちらは、介護保険制度改正による介護保険システム改修委託料559万3千円、また、介護認定審査会支援システム改修委託料、145万8千円が主なものとなっております。次に1款2項1目介護認定審査会費、170万円の減額でございます。こちらは、本年度、介護認定審査会の1回あたりの委員数を1人減といたしまして4人体制で委員会を開催していることから、報酬額の減額となったものでございます。

10ページから11ページにかけての2款保険給付費でございますが、こちらは、本年度の実績からの推計によるものでございます。まず10ページの2款1項1目居宅介護サービス給付費でございます。右側の方を見ていた

だきたいのですが、地域密着型居宅介護サービス給付費でございます。1億4,238万3千円の減でございます。2目の施設介護サービス給付費、こちら、1億1,846万2千円の減額につきましては、第6期介護保険事業計画で計画されておりました施設整備が未整備の施設がある、また、整備時期が遅れた施設などがありまして、施設利用できなかつたことが減額の要因であると考えております。

次に2款2項1目の介護予防サービス給付費、2,493万2千円の増でございます。介護予防訪問介護が計画時に比較いたしまして、年々増加の傾向にあること、また、介護予防支援から総合事業への移行を見込んでおりました介護予防ケアマネジメントが想定より少なかつたことから不足を生じまして、増額をお願いするものでございます。

次に2款3項1目高額介護サービス費、7,186万2千円の減と、11ページの2款4項1目の高額医療合算介護サービス費、912万4千円の減額でございますが、こちらは、施設整備が計画より遅れたために高額介護の対象者が想定より減少したことが減額の要因であると考えております。

次に2款5項1目特定入所者介護サービス費につきましてでございますが、こちらは第6期計画におきまして、各年の計画額より約1割程度それぞれ増となってきております。こちらは組合管外での特養や短期入所などの施設利用による増と考えておりまして、今回、3,796万6千円の増をお願いするものでございます。

次に2款6項1目審査支払手数料につきましては、審査件数の増加によりまして、80万円の増額をお願いするものでございます。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費、1,532万3千円の減額でございます。こちらは、総合事業での訪問介護、通所介護の精査による減額となっておりますのでございます。

12ページをご覧ください。4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金、1,930万8千円の減額でございますが、調整交付金が減額となることによりまして、第1号被保険者保険料の給付割合が高くなるために、こちら減額となったものでございます。

以上で、議案第9号と議案第10号についての内容説明を終わらせていただきます。

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。3時15分まで休憩します。

(休憩 14 : 58)

(再開 15 : 15)

◎議案第 9 号の質疑、討論及び表決

議 長 (山崎邦廣君)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、これより議案第 9 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 (山崎邦廣君)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 (山崎邦廣君)

討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決します。議案第 9 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (山崎邦廣君)

起立全員です。

よって、議案第 9 号平成 29 年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算第 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の質疑、討論及び表決

議 長 (山崎邦廣君)

次に議案第 10 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番山本榮君。

議 員 (山本榮君)

10 ページの保険給付費ですけれども、施設介護サービス給付費の 1 億

1,846万2千円。先ほどの説明だと、施設整備の遅れという説明で利用しなかったということなのですけれども、この施設は7期の計画の方に入っているものなのか、その辺の状況等についてお伺いします。

議 長（山崎邦廣君）

村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

6期で計画いたしました施設でございますけれども、大きなもので介護老人保健施設の新規というところが1件ございました。今度は同じく老健でございますけれども、こちらは増床ということがございました。増床につきましては、1年遅れで今年度整備ということになりまして、今年度の利用には至りませんでした。ですが、7期におきまして、今年度整備が出来なかった1か所につきまして、7期の最終年度で整備と載っておるものでございます。

議 長（山崎邦廣君）

山本榮君。

議 員（山本榮君）

最終計画32年度ということですのでけれども、最初の方に入れなかった理由があるのでしょうか。30年度に、当初に入らなかった理由があるのでしょうか。

議 長（山崎邦廣君）

村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

こちらの施設整備でございますが、最初6期で計画しておりました事業者等の交渉の経過が、その6期の方につきましてはうまくできないと、新規の開設ができないということになったようでございます。現在、また、別の事業者と交渉しているところだと伺っておりまして、初年度からは無理ですが、最終年度でお願いしたいとのことでございました。

議 長（山崎邦廣君）

他に、質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。
これより議案第 10 号を採決します。議案第 10 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。
よって、議案第 10 号平成 29 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算第 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号及び議案第 12 号の提案理由説明

議 長（山崎邦廣君）

日程第 14、議案第 11 号平成 30 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算及び、日程第 15、議案第 12 号平成 30 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、岡田八幡平市副市長。

副管理者（岡田久君）

引き続きまして、平成 30 年度の当初予算 2 会計について申し上げます。まず、議案第 11 号でございます。議案第 11 号平成 30 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算でございます。第 1 条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 1,188 万 4 千円にしようとするものでございます。第 2 項でございますが、2 ページ及び 3 ページに記載してございますが、当初予算の款項の区分及び金額となっております。第 2 条一時借入金、第 3 条歳出予算の流用につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に議案第 12 号平成 30 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算でございます。第 1 条歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、66 億 604 万 2 千円にしようとするものでございます。第

2項でございますが、2ページから5ページに記載してございますが、款項の区分及び当該区分ごとの金額となっております。第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（山崎邦廣君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

それでは議案第11号と議案第12号につきまして、一括して内容を説明いたします。

始めに、施設の現状及びし尿処理の状況についてでございますが、し尿処理施設は、昭和62年10月供用開始をしており、平成10年3月に浄化槽汚泥処理施設を増設してございます。施設、設備とも経年劣化が進行している状況にございまして、機器類の計画的な整備、更新に努めながら、し尿の適切な処理を行っておるところでございます。し尿等の総搬入量でございますが、本年1月末の実績で、前年同期と比較いたしまして0.6パーセントほど減少しておる状況でございます。

それでは、はじめに一般会計予算書の6ページをご覧いただきたいと思えます。歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目盛岡北部行政事務組合負担金、3億2,685万8千円でございます。前年度比較で304万1千円の増額となっております。

続いて、2款使用料及び手数料の2項1目のし尿処理手数料でございます。1億7,145万2千円でございます。前年度比較で538万7千円の減額となっております。こちらは、汲み取り収集量の減少を見込んでの計上となっております。

3款国庫支出金1項1目低所得者保険料軽減負担金、404万円5千円でございます。こちらは介護保険の第1号被保険者保険料について、第1段階の保険料の軽減に係る国庫負担金でございます。軽減総額の2分の1を計上するものでございます。

それでは7ページをご覧ください。4款県支出金1項1目低所得者保険料軽減負担金。こちらと同様でございます。軽減総額の4分の1、202万2千円を計上するものでございます。

6 款繰入金 1 項 1 目施設改良補修基金繰入金、745 万 2 千円でございます。こちらは、現在、本年度実施しております、し尿等の処理の在り方検討会議で検討しておるところでございますが、こちらの検討資料とするために、第一攪拌層点検業務というものを歳出に計上してございますけれども、こちらの委託業務の財源といたしまして基金から繰入をしたいというものでございます。

次に 9 ページをご覧ください。3、歳出でございます。

1 款議会費 1 項 1 目議会費、78 万 7 千円は議員報酬等でございます。

次に 2 款総務費 1 項 1 目一般管理費、2,211 万 6 千円でございます。こちらは、組合運営のための経常経費が主なものとなっております。11 ページの方をご覧ください。大変失礼いたしました。10 ページの方をご覧ください。10 ページの 13 節委託料でございます。こちらの説明欄の中、1 番最後のところがございますが、ホームページ内容変更業務委託料、40 万円でございます。こちらは現在組合で開設しているホームページを、全面的なリニューアルを行いたいということで計上してございます。では、11 ページをご覧ください。11 ページの 18 節備品購入費、14 万 6 千円でございます。こちらは、組合の会議室でございますエアコンを 1 台、更新したいというものでございます。

続きまして、3 款衛生費 1 項 1 目清掃総務費ですが、こちらは、し尿処理業務に従事する職員の人件費及びし尿処理施設に係る経費でございます。前年度比で 144 万 2 千円増の 3,928 万 1 千円の計上となっております。12 ページをご覧ください。2 目のし尿処理費です。3 億 7,985 万円でございます。11 節の需用費の方をご覧ください。消耗品費でございますが、こちらは、し尿処理に要する薬品類が主なものとなっております。昨年と比べ 75 万 3 千円の増となっております。次に燃料費でございます。こちらは、A 重油になりますが、こちらは、昨年と比較いたしまして 214 万 2 千円の減となっております。次に光熱水費です。こちらは電気使用料でございます。こちらは、昨年と比較いたしまして、72 万 6 千円の増となっております。修繕料でございますが、平成 30 年度では 8 修繕を現在予定しております、昨年と比較いたしまして 399 万 2 千円の減となっております。13 節の委託料の中のし尿収集運搬委託料及び手数料徴収委託料でございます。こちらは収集量の減少に伴いまして、昨年と比較いたしまして、560 万 6 千円の減となっております。13 ページをご覧ください。13 ページの上の委託料の表の中がございますが、こちらの表の下から 4 番目になりますけれども、施設精密機能検査委託料、375 万 9 千円でございます。こちらの業務につきましては、3 年ごとに実施して

いる業務となっておるものでございます。また、その2つ上になりますが、し尿等の処理の在り方検討会議に係る技術支援業務委託でございます。こちらは、29年度に引き続き実施するものでございます。また、この委託料の1番最後になりますが、第一攪拌層点検業務委託料、745万2千円でございます。先ほどご説明いたしました、し尿等の処理の在り方検討会議におきましての検討資料とするために、こちらの第一攪拌層点検業務を実施するものでございます。以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号の内容について説明をさせていただきます。

始めに、第6期の介護保険事業計画についてでございますけれども、第6期につきましては平成29年度で終了となるものでございまして、平成30年度は、第7期介護保険事業計画の1年目となっておりますのでございます。

この事業計画では、第7期計画期間、3カ年の第1号被保険者からの介護保険料の総額を36億4,401万4千円と見込んでおり、給付費等から、それぞれ各年度の保険料収納必要額を見込んでおるものでございます。初年度の平成30年度の保険料収納額は、11億5,763万2千円、2年目になります平成31年度では、12億1,132万2千円、最終年度の平成32年度では、12億7,505万9千円と見込んでいるところでございます。

また、歳出におきましては、第7期計画期間、3カ年の標準給付費総額を194億97万1千円と見込んでおりまして、平成30年度の標準給付費額を62億7,664万1千円、31年度を64億5,421万9千円、平成32年度を66億7,011万1千円と見込んでおるところでございます。

それでは、介護保険特別会計予算書の8ページをお開きください。

歳入でございます。1款保険料1項1目第1号被保険者保険料でございます。1節の現年度分保険料につきましては、先ほど申しあげましたように給付費の伸び等から、第1号被保険者の保険料収納必要額を、11億5,763万2千円と見込んでおりまして、滞納繰越分と併せまして、11億5,913万2千円とするものでございます。2款分担金及び負担金1項1目の組合負担金につきましては、9億2,404万9千円といたしまして、前年度当初と比較いたしますと1,010万3千円の増と見込んでおるものでございます。それぞれの構成市町の負担割合に応じて、構成市町から負担頂くものとなっております。

4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金でございます。こちらは、10億9,170万7千円とするものでございます。

9ページをご覧ください。4款2項1目の調整交付金でございます。こちらは5億7,630万5千円と見込んでございます。

次に5款の支払基金交付金でございます。1項1目の介護給付費交付金につきましては、支払基金交付金の負担割合に応じまして16億9,501万1千円

と見込んでおるものでございます。

次に6款県支出金1項1目介護給付費負担金でございます。こちらは9億4,858万3千円ということで、県の負担割合に応じて見込んでおるものでございます。

10ページをご覧ください。下の方になります。8款繰入金1項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、基金を取崩しまして、6,600万円を介護保険特別会計に繰り入れをしようとするものでございます。

次に11ページをご覧ください。上の所です。8款2項1目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、一般会計からの介護保険特別会計への繰り入れとなつてございまして、808万9千円を見込んでおるものでございます。

次に13ページをご覧ください。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費でございます。こちらは前年度予算と比較いたしまして469万5千円増の4,548万7千円を見込んでございます。

7節をご覧ください。7節賃金363万3千円でございます。こちらは事務補助賃金でございますが、これまで組合事務局といたしまして1名を雇用しておりましたが、平成30年度におきましては、居宅介護支援事業所の指定事務が保険者へ移管されることまた、介護給付費適正化等の事務のために1名を増員し2名といたしたいというものでございます。

次に下の11節の需用費でございます。こちらの印刷製本費でございます。337万3千円でございますが、こちらは、介護保険制度改正が行われるということで、管内の住民の方に全戸配布をいたす予定をしております、リーフレットを印刷したいというものでございまして、昨年と比べ137万8千円の増となっております。

次に13節の委託料でございます。委託料の下の方になりますが、介護保険システム改修委託料ということで、788万4千円を計上してございます。こちらは介護保険制度改正に係ります平成30年8月施行分からの改正に係るものでございます。

次に14ページをご覧ください。下の方になりますが、1款2項2目の認定調査費4,215万8千円を見込んでおるものでございます。

15ページをご覧ください。12節の役務費の手数料2,040万円でございます。こちらは介護認定審査会に附するための主治医の意見書の作成手数料となつておるものでございます。13節の委託料でございます。981万8千円でございます。こちらは居宅介護支援事業所等に認定調査を委託する際の委託料となつておるものでございます。次に18節の備品購入費、3,040千円でございます。こちらは、現在介護認定調査員が調査の際に使用しております軽自動車がございますが、こちら老朽化のために自動車2台を更新したいという内

容のものでございます。

続きまして、2款、保険給付費でございます。保険給付費につきましては、第7期介護保険事業計画で示しているそれぞれのサービス計画値を計上しておるものでございます。

はじめに2款1項1目居宅介護サービス給付費でございます。こちら前年度当初予算と比較いたしますと、5,609万1千円増となっております。27億1,548万円を見込んでおります。説明欄のほうをご覧いただきたいのですが、はじめに居宅介護サービス給付費でございます。こちらにつきましては、訪問系サービス、それと福祉用具、また住宅改修などが伸びてきておるものでございます。その下の地域密着型居宅介護サービス給付費でございます。こちらにつきましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございます。また地域密着型の介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらは地域密着特養でございますが、こちらの方が伸びている状況にあります。

次に2目の施設介護サービス給付費でございます。こちらは、昨年度と比較いたしますと、1,591万9千円減の28億8,134万7千円を見込んでおります。こちらの方につきましては、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では微増で推移してきておりますけれども、介護療養型医療施設では減少の傾向にあるという内容になっております。

次に2款2項1目介護予防サービス給付費でございます。こちら前年度よりも、2,958万2千円減の9,384万8千円を見込んでおります。こちらは介護予防サービスから、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業であります地域支援事業へ30年度からは完全移行するということによりまして、減額となったものでございます。

16ページをご覧ください。2款3項1目高額介護サービス費です。こちらは昨年度と比較しまして、5,900万1千円減の1億6,377万3千円を見込んでございます。また、下の4項1目高額医療合算介護サービス費につきましても、229万3千円減の2,000万円を見込んでおるものでございます。次に2款5項1目特定入所者介護サービス費につきましては、5,625万円増の3億9,577万4千円を見込むものでございます。

17ページをご覧ください。3款、地域支援事業費1項1目介護予防事業費につきましては、1,247万1千円増の8,090万3千円を見込むものでございます。こちらは介護予防給付より移行いたしました、訪問型のサービス、通所型サービスを実施するものでございます。3款2項1目一般介護予防事業費6,015万2千円及び3款3項の包括的支援事業及び任意事業6,820万3千円につきましては、構成市町への委託事業となるものでございまして、構成市町それぞれ独自の事業を実施するという内容になっておるものでござい

す。

18 ページをご覧ください。4 款基金積立金 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、2,728 万 5 千円減の 943 万 7 千円の積み立てを見込んでおるものでございます。こちらは、介護給付費などが事業計画で算出されました支給計画を下回り、余剰となると見込まれる第 1 号被保険者の保険料分について基金積立をするものでございます。

以上で、議案第 12 号の説明を終わらせていただきます。

◎議案第 11 号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

内容の説明が終わりました。

それでは、これより議案第 11 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決します。議案第 11 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第 11 号平成 30 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の質疑、討論及び表決

議 長（山崎邦廣君）

次に議案第 12 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番山本榮君。

議 員（山本榮君）

10 ページの基金繰入金についてお伺いします。

条例では可決されていますが、まず質問します。第7期計画の介護保険料の基準額についてですけれども、6,126 円ということで、先ほど説明ありましたけれども、6期計画の比較では379円増、6.6パーセントアップということになります。5期から6期は327円で6パーセントのアップと。それ以上の引き上げ、上がるということですが、高齢者にとっては、年金が減額されている中で重い負担になっていくということになります。介護保険料の場合は、3年毎に上がっていくと。今まで下がったことはないの、ずっと上がってきているということで、上がる一方とこうなっています。今回、第7期計画で1号被保険者の保険料が決まるにあたってですね、準備基金ですけれども2億円の取崩しということで、今回それで3分の1ということで、今回の予算書は6,600万ということになっていますが、基金残高は3億2,000万になるということですが、この前説明しましたわけですが、基金残高の考え方ですけれども、第1号被保険者から集めた保険料ですと、結局それが6期では3億2,000万円、それ以上あると思いますけれども、そういうことで取りすぎたということになるのかなと思います。ですから、この基金積立については、7期計画の保険料に向けるべきではというふうに私は思うのですけれども。そのことについてですけれども、国の指導ってというのは、どのようになっているのか、まずお伺いしたいのですけれども。基金積立を、次期計画に繰入れるという考え方についてですけれども。

議 長（山崎邦廣君）

村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

この準備基金の、国での考えはどうかということでございます。

国といたしましては、この基金の積立のもとになっているものは第1号の保険料であるということから、次の保険料に充当するのが望ましいというように考えになってはございますが、それぞれ実施する保険者におきまして、今後のことも計画も立てながら、その辺のことは考慮しながら、計画するようというのが国の指導でございます。

議 長（山崎邦廣君）

山本榮君。

議 員（山本榮君）

それで今回は、国の指導も全額とは書いていないのですけれども、2億を繰入れるということなのですけれども、この前全協でお聞きしたのですけれども、じゃあ3億繰入れた場合いくらになるのですかということでお聞きしたのですけれども、その場合はさらに168円減額で、5,958円になるということをお聞きしたのですけれども、その内容でいいのかどうかですね。先ほど国の考え方をお聞きしたのですけれども、会計検査院から厚労大臣あての通達というものが出ているのですけれども、平成20年5月21日付けですけれども、計画期間の終了年度においては、残高がある場合は次期計画保険料に見込むべき保険料を見込むにあたり、準備基金を取り崩すことが基本的な考え方であるというふうに通達が出されているという状況ですね。

全協での説明では、その次に向けてとか運用上、準備基金を残しておくことが必要だというお話でしたけれども、準備基金というものは大きく積み立てておく必要がないものなのですよね。不足する場合は、財政安定基金から借りる事ができるということになっている訳で。それで先ほどの条例でも金額は決まっていますけれども、7期計画の保険料を引き下げるというためにはですね、3億円、まず全額取り崩すという考えもあったのではないのかと思うのですけれども、管理者いかがでしょうか。

議 長（山崎邦廣君）

管理者、八幡平市長。

管 理 者（田村正彦君）

さっきの山本議員の質問の中で、取りすぎたのじゃないかという発言があったのですけれども、取りすぎということは、我々は毛頭考えてはおりません。

質問の中で基金を3億取り崩して、保険料の軽減に努めたらどうかと、こういう話でございしますが、過去のことを皆さん記憶にあらうかと思えますけれども、過去にはそういった基金を取り崩して保険料に充てて、その結果として年度途中で財源が枯渇して安定基金から借り入れて、その結果として次の料率改定の時には大幅な保険料アップと。こういう事態を招いた経験を我々は持っています。したがって、その日その日暮らしではなく、これから7期が始まるわけですけれども、次は8期があるわけです。その先をピシッと見据えながら、いかにしたら負担をされる納入者っていうのですか、その

方々の負担を、急激な負担は避けていかなければなりませんので、そういった意味からも安定的な経営をしていくために、2億の取崩しを、それによっても、県下では中位のレベルにあるわけですので、そういった事で、1億数千万はきちっと留保資金ということで持っていこうということでございます。

いずれ、国の調整交付金の減額というのも想定されておりますので、そういった事もふまえながら安定的な今後の経営を考えながら、できる限りの基金を取り崩して、2億という基金を取り崩して、負担の軽減にもあたっているということも、ぜひご理解をいただければなというふうに思っております。

議 長（山崎邦廣君）

山本議員、既に回数2回です。

議 員（山本榮君）

次の項目でいいでしょう。

議 長（山崎邦廣君）

はい。どうぞ。許します。山本議員。

議 員（山本榮君）

次に施設整備と待機者の関係について質問しますが、

質問が2回となっていますけれども、この2回というのが、話がまとまらないと言いますか、質問の答えがもらえないと言いますか。条例で決まっていますけれども、八幡平市は3回までですけれども。話がまとまらないということになりますので、今後ですね、条例改正の方をお願いしたいと思います。言いたいことは、さっきの部分はまだいっぱいあるのですけれども、そういうことなのでしゃべれないということになってしまいますので、その辺の条例改正の方をお願いしたいと思います。

施設整備と待機者のことについてですけれども、今回、施設整備について計画があります。現在ある待機者が3年後には全て入れると。要望通り施設に入れるというような計画になっておるのか、ということですね。待機者はどんどん増えていくのですけれども、それでも、増える一方だけでだめだと思しますので、3年の計画の中で、現在待っている待機者は入所できるのだという計画にするべきだと私は思うのです。その計画になっているのかどうかという部分と、現在の待機者の状況ですね。介護度別と市町別に人数をお伺いしたいと思います。

議 長（山崎邦廣君）

村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

はじめの施設の整備の件でございます。現在、29年4月1日での待機者の調査ということが最新の調査になってございまして、それによりますと、早急に特養への入所が必要な方が、管内では25名おるということになってございます。今回、こちらの介護保険事業計画、7期の事業計画におきましては、この25名を含めまして、介護離職者への対策といたしまして、57名分を見込んだものでございます。こちら、この方々が全て特養に入れるという状況にはないものでございまして、居宅なり施設系の施設なり、特養、または老健施設などへのいろいろ分散をしながら、57名をやっておるところでございますが、今回は特にもショートステイの利用ということもございまして、ショートステイの方に人数を見込んでおるものでございます。

議 長（山崎邦廣君）

村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

大変お待たせいたしました。

待機者の状況でございます。先ほど29年4月1日では、管内で早急に特養入所が必要な方は25名と申し上げました。25名の内訳は、早急に特養入所が必要な方と、一年程度のみ必要な方、併せて25名となっております。葛巻町では併せまして3名。岩手町では9名。八幡平市では13名となっております。

議 員（山本榮君）

介護度別に。

事務局長（村上直樹君）

続けて申し上げます。

介護度別で申し上げます。まず、介護度3の方は全体で12名でございます。岩手町では6名、八幡平市で6名となっております。次に介護度4の方は全体で7名となっております。内訳は葛巻町1名、岩手町が3名、八幡平市が3名となっております。

次に介護度5でございます。5の方は全部で6名でございます。内訳は、葛

巻町が2名。岩手町でゼロと八幡平市で4名となっておりますのでございます。

議 長（山崎邦廣君）

山本議員。すでに、回数が同一議題について2回を超えております。簡潔にお願いします。

議 員（山本榮君）

これは、あれですか。先ほど29年4月というお話ですが、29年の4月で間違いはないですか。それ以降は調査していないということなのかですね。

それからですね、この施設の整備をしたけれども、介護士が集まらないので入居者を募集できないという状況が前回あったのですけれども、今回はそういう状況は、今は、ないというふうに聞いていますけれども、今後施設整備等をしてでもですね、そういう介護士の問題で入居できないという状況が無いようにしなきゃならないのだというふうに思うのですけれども、その件についてこの介護士のことについての支援なり、どこでやるのかわかりませんが、そういう状況についてどのように認識しているかどうか伺います。

議 長（山崎邦廣君）

村上事務局長。

事務局長（村上直樹君）

介護職員の不足ということは、全国的な問題となっておりますのでございます。当管内におきましても、本年度、老健施設の増床におきまして、今の1月に施設が完成したのですが、介護職員、こちら老健ですので看護師でございましたけれども、なり手がなかなかなくて、予定通り事業を開始できなくておったというようなケースもございます。

今回7期におきましては、大きなそのような施設、介護職員が何人も必要だというような状況にはないものがほとんどになっておりますのでございます。また、この介護職員の不足に対する対応といたしましては、国の方では処遇改善の加算を付けて、平成31年からの消費税アップになった際には、処遇改善の方で加算を多く付けるというようなことが、国の方では現在考えておるところでございます。

議 長（山崎邦廣君）

他に、質疑ありませんか。

議 員（山本榮君）

答えてないのですけれども。29年4月以降調査していないかどうか。

事務局長（村上直樹君）

大変失礼いたしました。待機者の調査でございますが、この調査は岩手県の方でしておる調査でございます。最新のものが29年4月1日ということになります。

議 長（山崎邦廣君）

他に、質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声）

議 長（山崎邦廣君）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（山崎邦廣君）

起立全員です。

よって、議案第12号平成30年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会・閉議の宣告

議 長（山崎邦廣君）

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

（閉会 16:07）

盛岡北部行政事務組合議会議長 山崎 邦廣

盛岡北部行政事務組合議会議員 横澤 稔秋

盛岡北部行政事務組合議会議員 瀧本 秀雄
